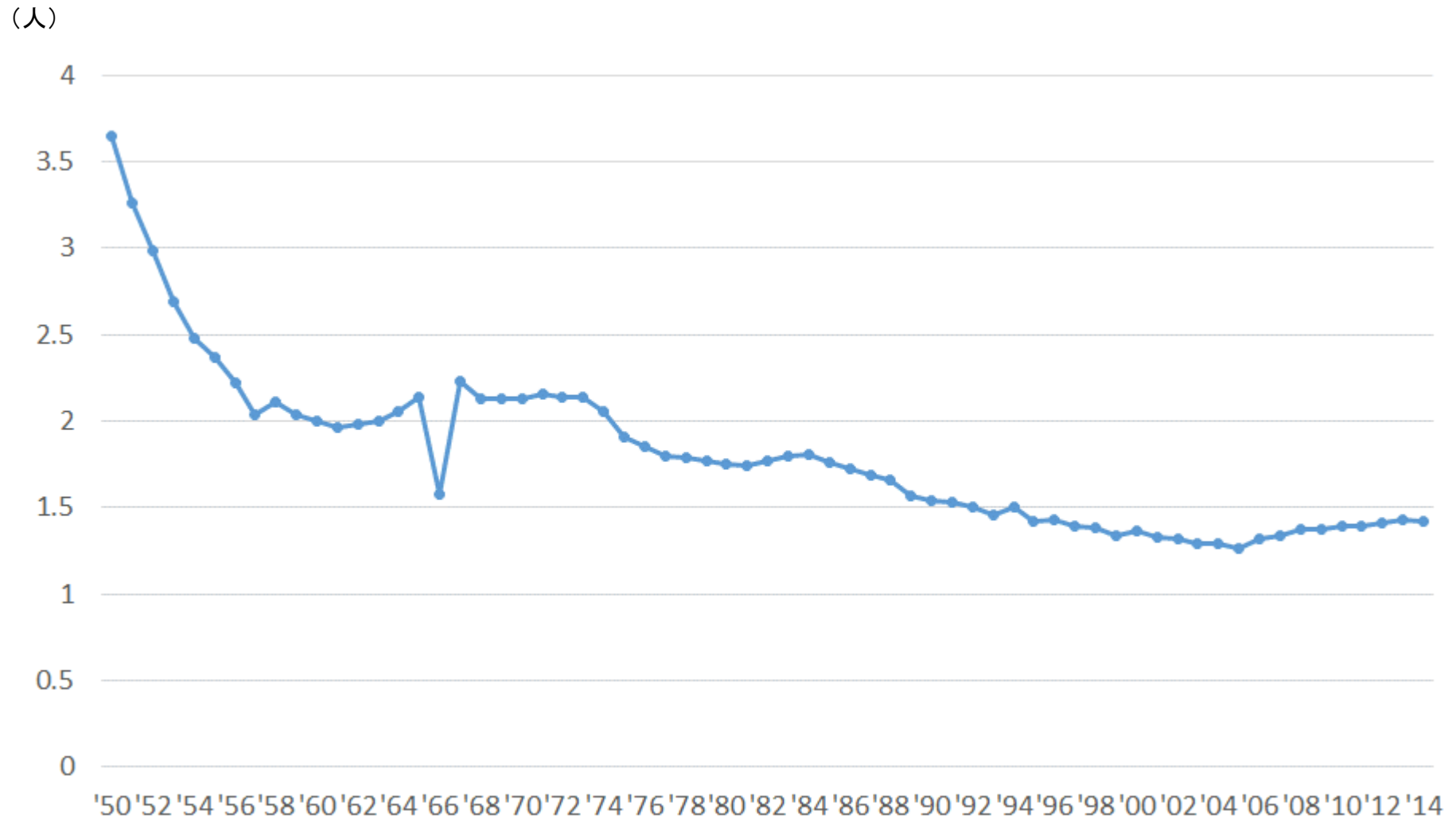


若年・子育て世帯、高齢者世帯の現状と論点

合計特殊出生率の推移

○合計特殊出生率は下がってきており、2014年で1.42人



基本目標＝国民の『希望出生率』の実現

◎「国民の希望が叶った場合の出生率(希望出生率)」の実現を基本目標とし、結婚をし、子どもを産み育てたい人の希望を阻害する要因(希望阻害要因)の除去に取り組む。

<基本目標>

◆現状(2013年)出生率=1.43

◆基本目標(2025年)
『希望出生率』=1.8

●国民の「希望出生率」として出生率=1.8を想定。

・夫婦の意向や独身者の結婚希望等から算出。

「希望出生率」＝

{既婚者割合×夫婦の予定子ども数＋

未婚者割合×未婚結婚希望割合×理想子ども数}

×離別等効果

{ (34%×2.07人) + (66%×89%×2.12人) }×0.938

≒1.8 (平成22年出生動向調査)

・最も出生率が高い沖縄県は出生率=1.8～1.9

・OECD諸国の半数が出生率=1.8を超えている。

(参考)人口置換基準 出生率=2.1



●将来人口が安定する「人口置換水準」は2.1

・日本の夫婦の理想平均子ども数は2.42人

・米、仏、英、スウェーデンの出生率は2前後

◎出生率が2025年に1.8、2035年に2.1となった場合(ケースB)

・総人口は約9500万人で安定

・高齢化比率が低下する効果も

出生率向上の要因

1. 結婚割合の上昇

◎20歳代～30歳代前半に結婚・出産・子育てしやすい環境を作る

○出生率1.8

・20歳代後半の結婚割合(現在40%)が60%になれば実現可能

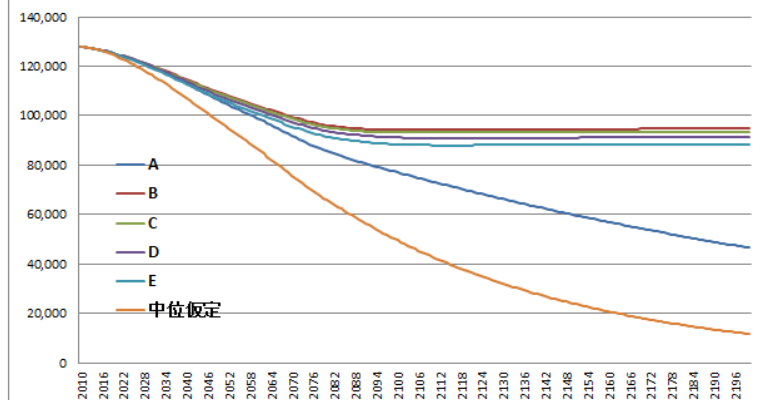
○出生率2.1

・20歳代前半の結婚割合(現在8%)が25%に、20歳代後半が60%になれば実現可能。

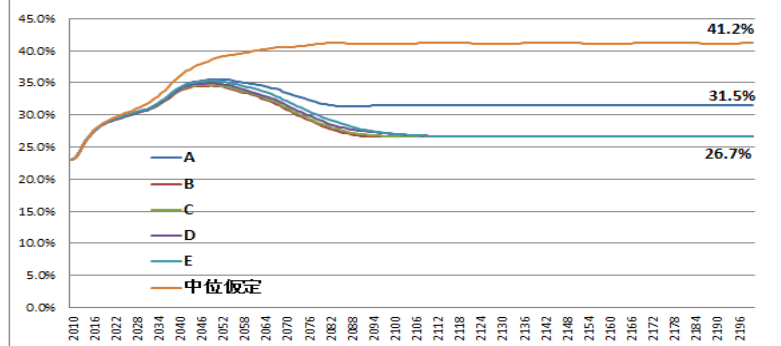
2. 夫婦の出生数増加

◎第2子、第3子以上の出産・子育てがしやすい環境を作る

超長期人口推計(単位:千人)

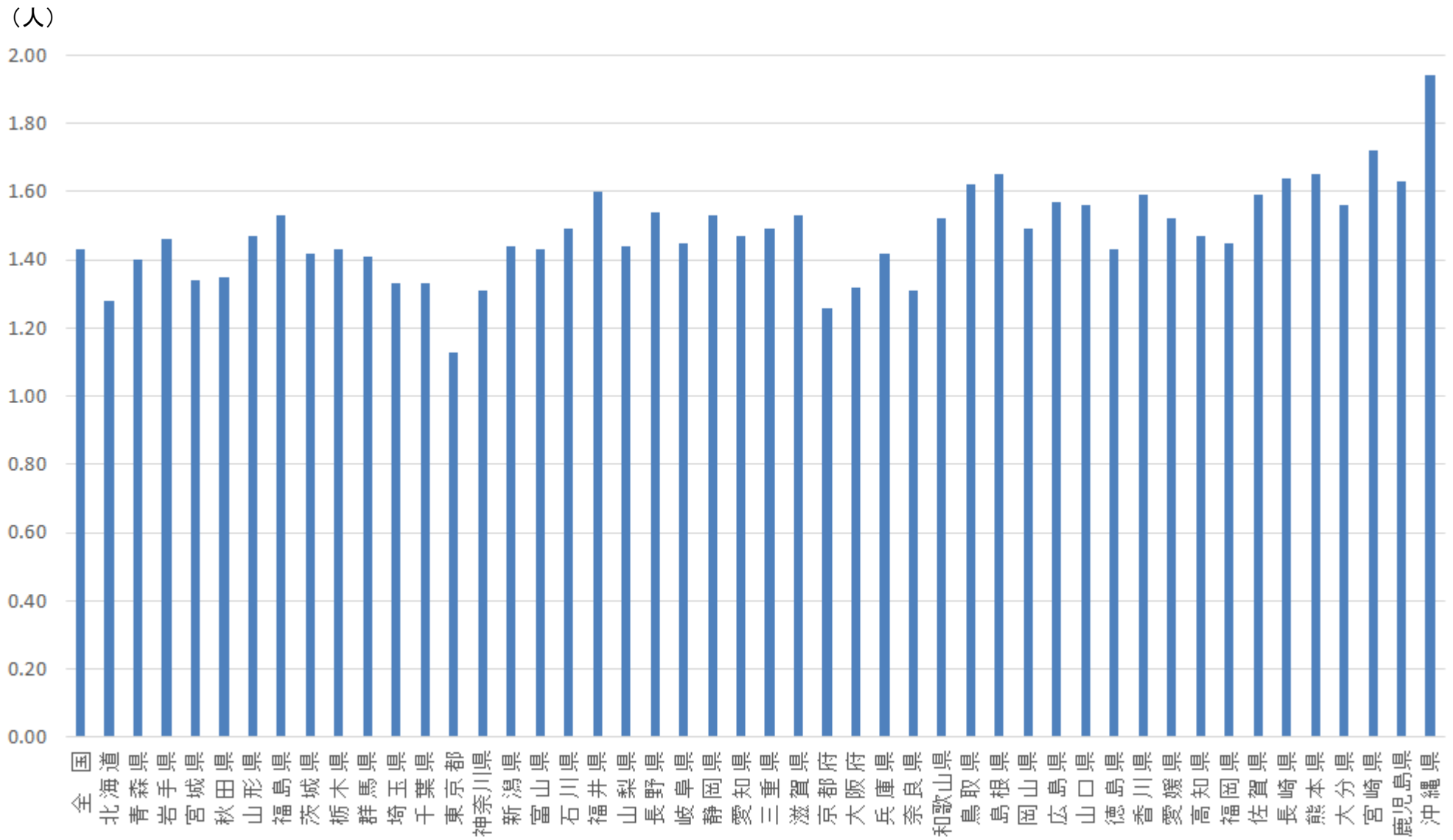


高齢化比率の推移



	前提(出生率)	2090年の人口	高齢比率
ケースA	2025年1.8	8,101万人(安定しない)	31.5%(2095年)
ケースB	2025年1.8→2035年2.1	9,466万人(安定)	26.7%(2095年)
ケースC	2025年1.8→2040年2.1	9,371万人(安定)	26.7%(2100年)
ケースD	2025年1.8→2050年2.1	9,200万人(安定)	26.7%(2105年)
ケースE	2030年1.8→2050年2.1	8,945万人(安定)	26.7%(2110年)
中位仮定	TFR=1.35	5,720万人(安定しない)	41.2%(2100年)

都道府県別の合計特殊出生率(2013)

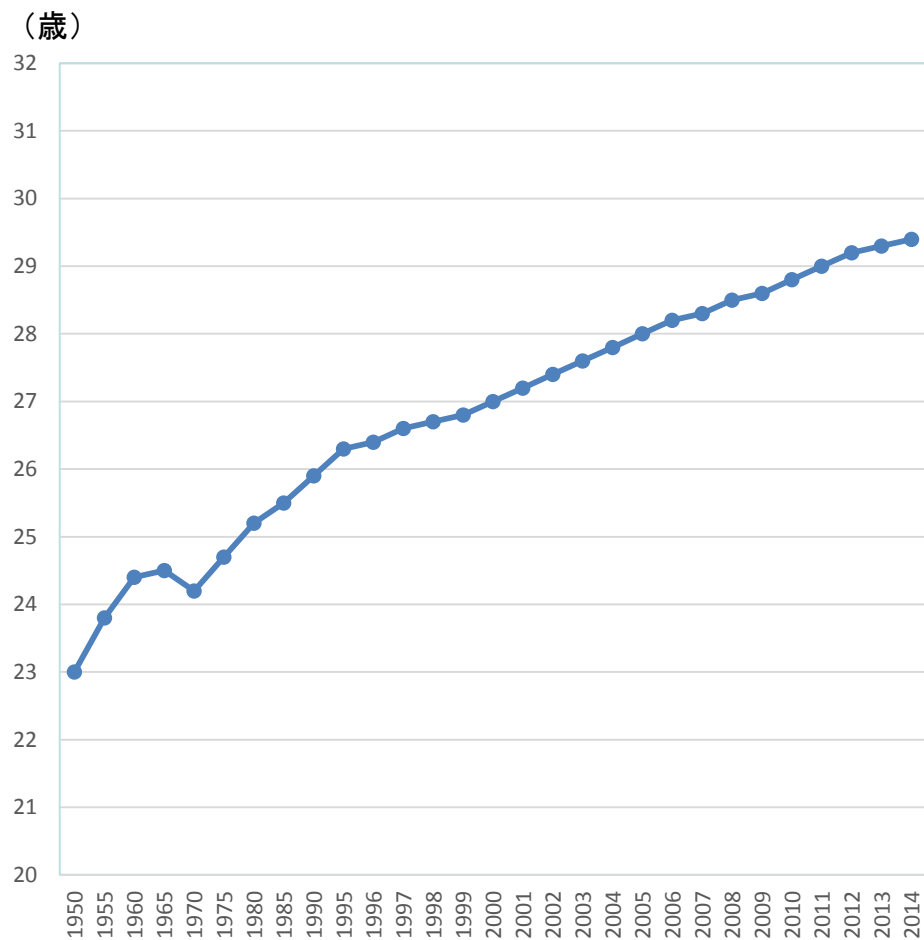


出典: 社会生活統計指標

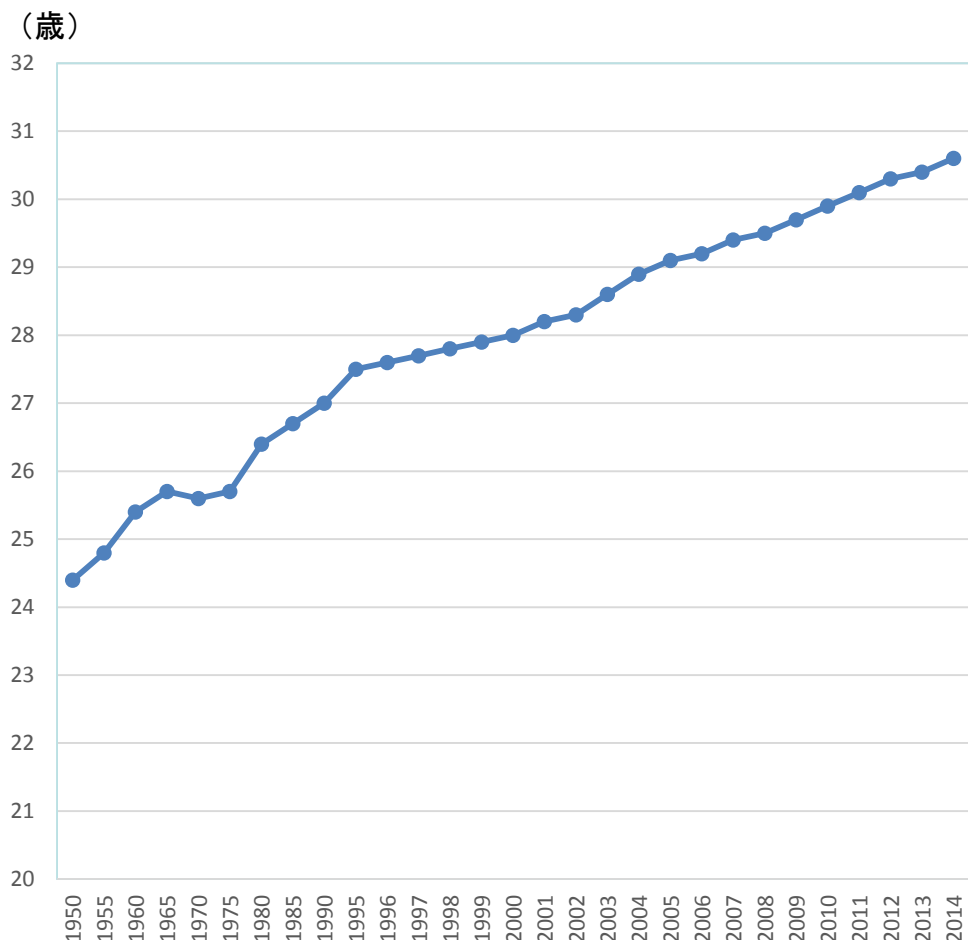
平均初婚年齢および平均初産年齢の推移

○女性の平均初婚年齢の上昇とともに、第1子の出産年齢があがってきている

平均初婚年齢の推移(女性)

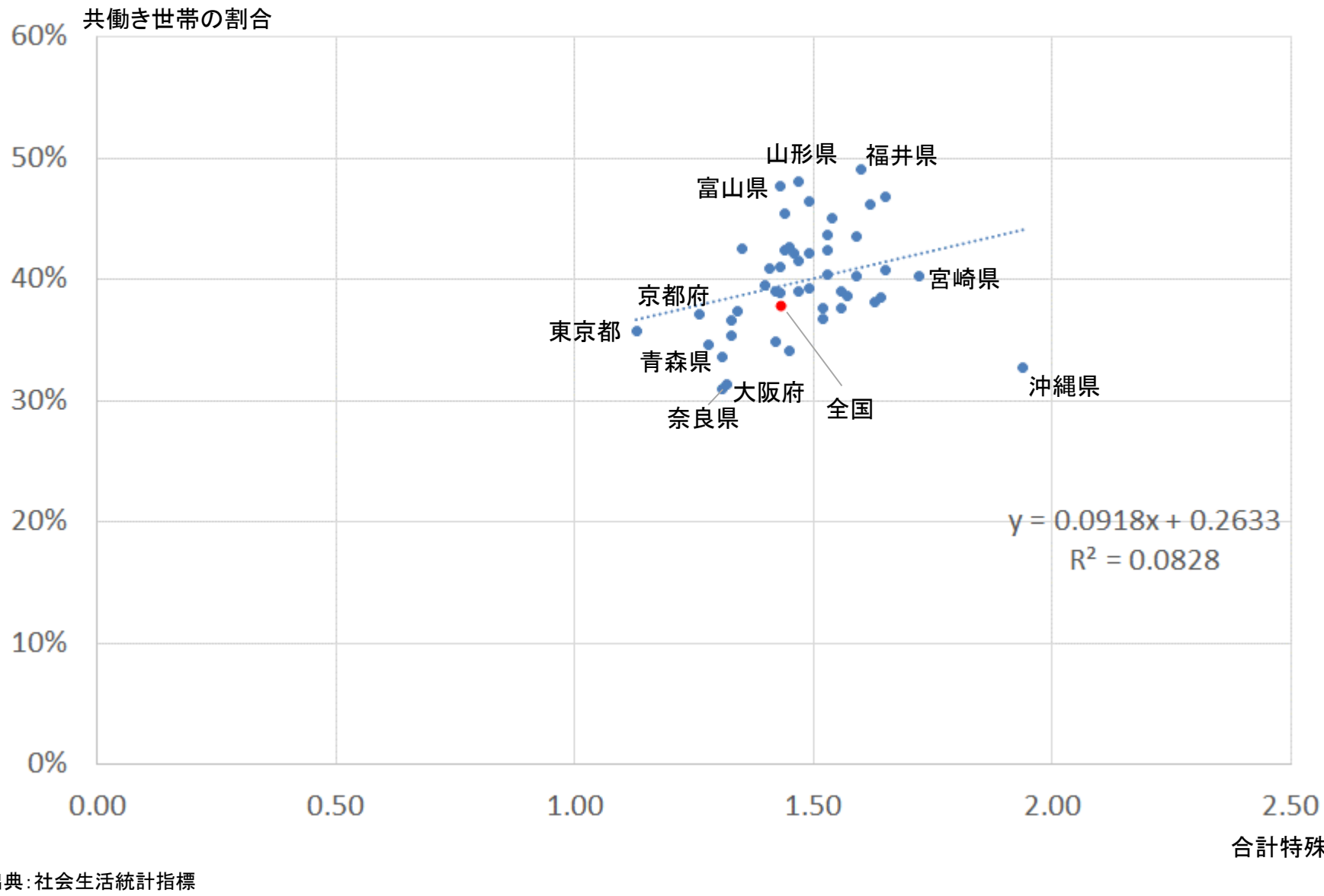


平均第1子出産年齢の推移



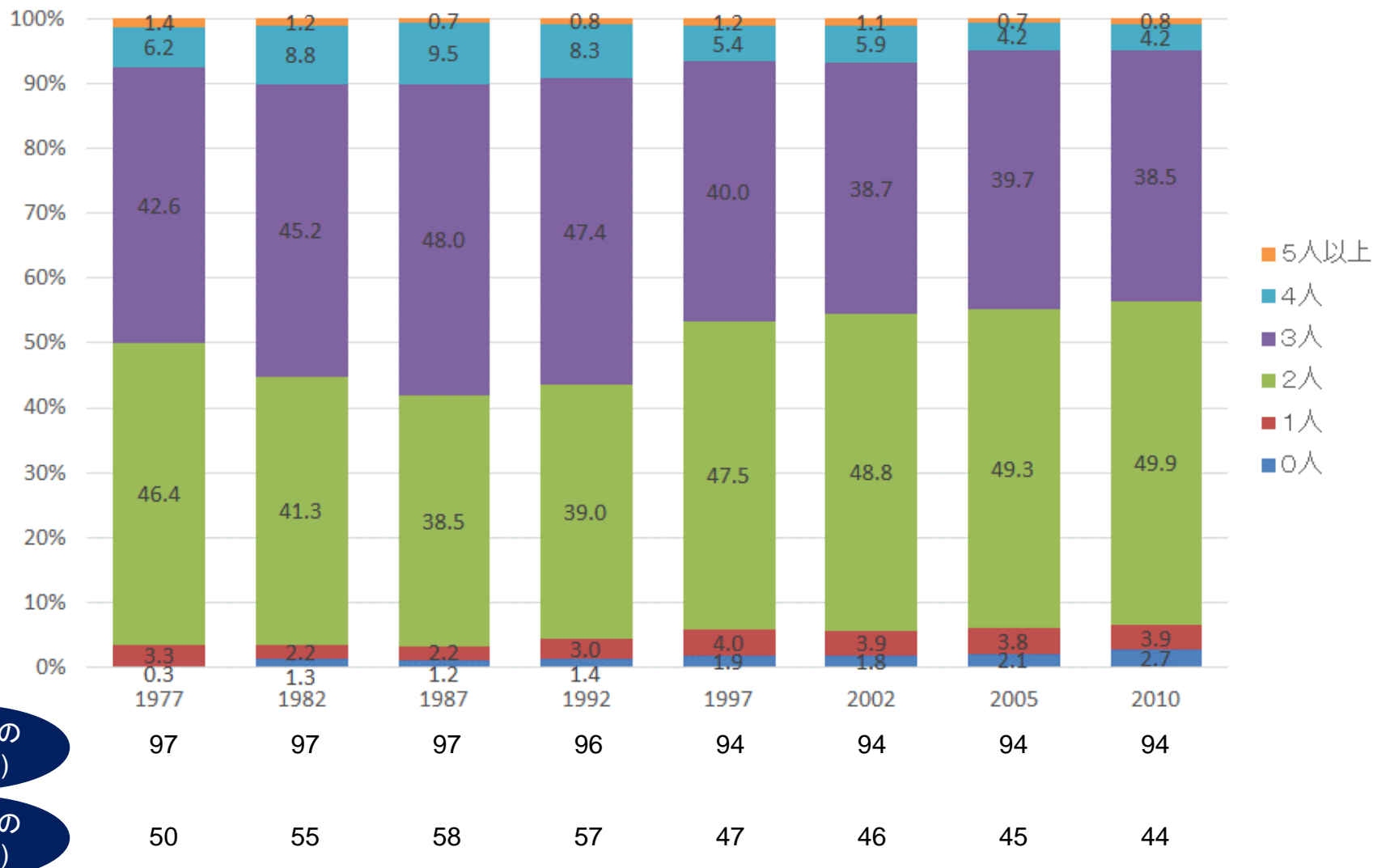
出典:厚生労働省「人口動態統計」より作成

共働き世帯と合計特殊出生率(2013)



理想とする子どもの人数

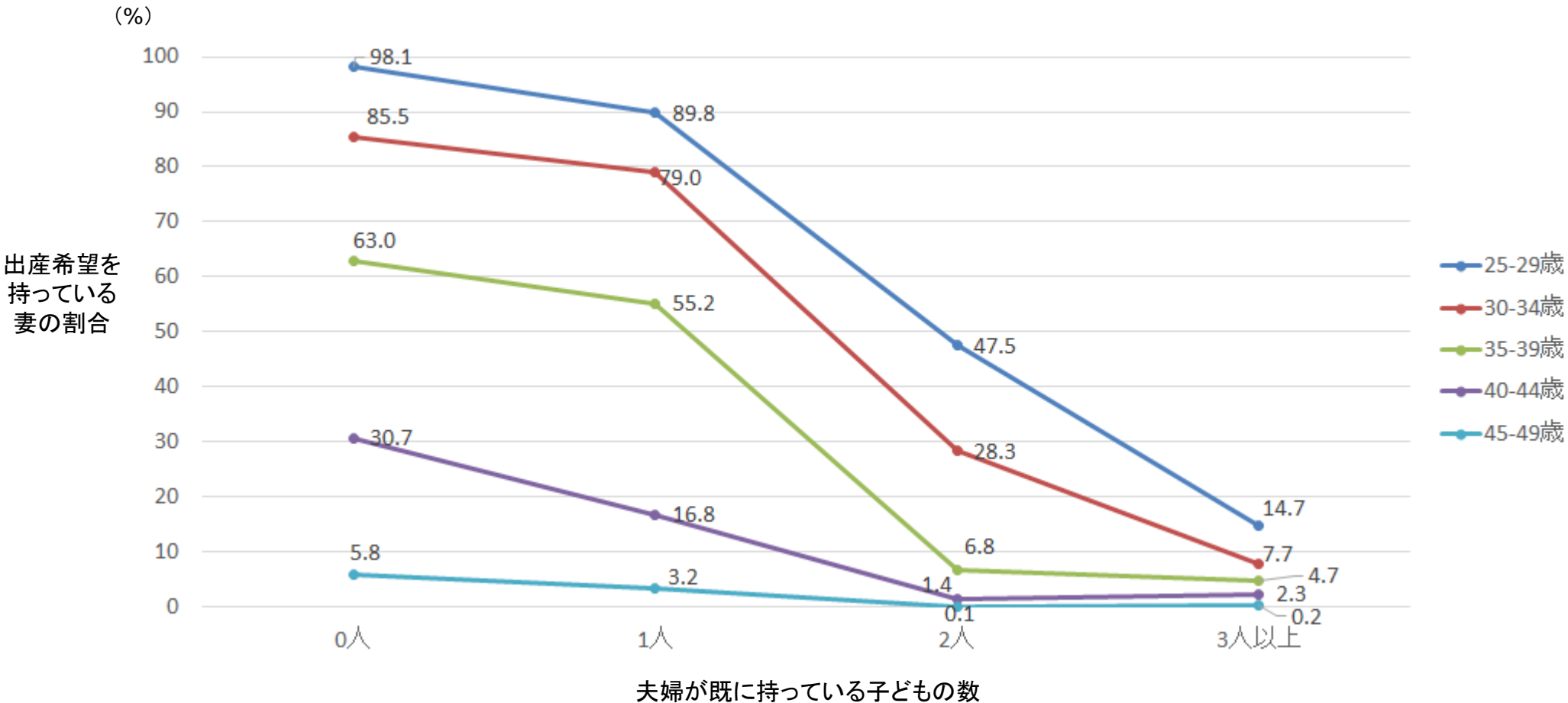
○理想の子ども数は、1982年では「3人」が最多だったが、2010年では「2人」が最多になっている。2人以上を望む割合は90%を超えている
 ○また、「0人」、「1人」を選択する夫婦は少数であるが、割合は増加している



出典 厚生労働白書(平成25年版)
 注 39歳以下の既婚女性を対象に調査している

今後の出産希望(既にいる子どもの数別)

○子どもがいない、または1人いる25～34歳の妻の場合、約80%がさらなる出産希望を持っている
 ○子どもが2人いる場合においても、25～29歳の妻では約48%、30～34歳の妻では約28%がさらなる出産希望を持っている



出典 厚生労働白書(平成25年版)

注 1.「あなた方ご夫婦は、これから何人子どもを生むつもりですか。」と尋ねた問に対して「(あと)1人生むつもり」、「(あと)2人生むつもり」、「(あと)3人生むつもり」及び「(あと)4人以上生むつもり」のいずれかを回答した人数が、妻の年齢層及び夫婦が既に持っている子どもの数ごとの当該総数に占める割合

2. 選択肢はほかに、「(もう)生むつもりはない」

3. 回答した人は、全国の50歳未満、初婚どうしの夫妻の妻6,705人(不詳を除く)。25歳未満はケース数が少ないため省略されている

○理想の子ども数を実現できない理由は、理想の子ども数が3人以上の場合、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、「高年齢で生むのは嫌だから」という理由が多い
 ○理想の子ども数が2人以下の場合は、上記に加え、「欲しいけれどもできないから」という理由が多い

理想の子ども数 を 下 回 る 場 合	理想の子ども数を持たない理由(複数回答)											
	経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	家が狭いから	高年齢で生むのはいやだから	欲しいけれどもできないから	健康上の理由から	これ以上、育児の負担に耐えられないから、肉体的・精神的	夫の家事・育児への協力が得られないから	一番末の子が夫の定年退職まで成人してほしいから	夫が望まないから	子どもがのびのび育つ社会環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
理想子ども数2人	40.0	13.1	6.0	38.0	35.7	22.5	12.7	9.8	4.8	7.2	5.0	5.4
理想子ども数3人以上	68.2	18.2	15.9	33.9	13.1	17.2	19.3	11.3	9.6	7.4	8.1	5.6

出典 厚生労働白書(平成25年版)

理想の子ども数を持たない理由(妻の年齢別)

○理想の子どもを持たない理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が6割以上。特に、妻の年齢が30歳未満の場合では、8割以上を占める

妻の年齢	理想の子ども数を持たない理由(複数回答)											
	経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから	家が狭いから	高齢で生むのはいやだから	欲しいけれどもできないから	健康上の理由から	肉体的負担に耐えられない、これ以上育児の心理的、からだ的負担に育兒への協力が得られないから	夫の家事・育児への協力が得られないから	一番末の子が夫の定年か退職まで成人してほしいうちから	夫が望まないから	子どもがのびのび育つ環境ではないから	自分や夫婦の生活を大切にしたいから
30歳未満	83.3	21.1	18.9	3.3	3.3	5.6	10.0	12.2	5.6	4.4	7.8	11.1
30～34歳	76.0	17.2	18.9	13.3	12.9	15.5	21.0	13.3	4.3	9.9	9.9	7.3
35～39歳	69.0	19.5	16.0	27.2	16.4	15.0	21.0	11.6	6.9	8.9	8.1	7.5
40～49歳	50.3	14.3	9.9	47.3	23.8	22.5	15.4	9.9	10.2	6.2	6.1	3.7
合計	60.4	16.8	13.2	35.1	19.3	18.6	17.4	10.9	8.3	7.4	7.2	5.6

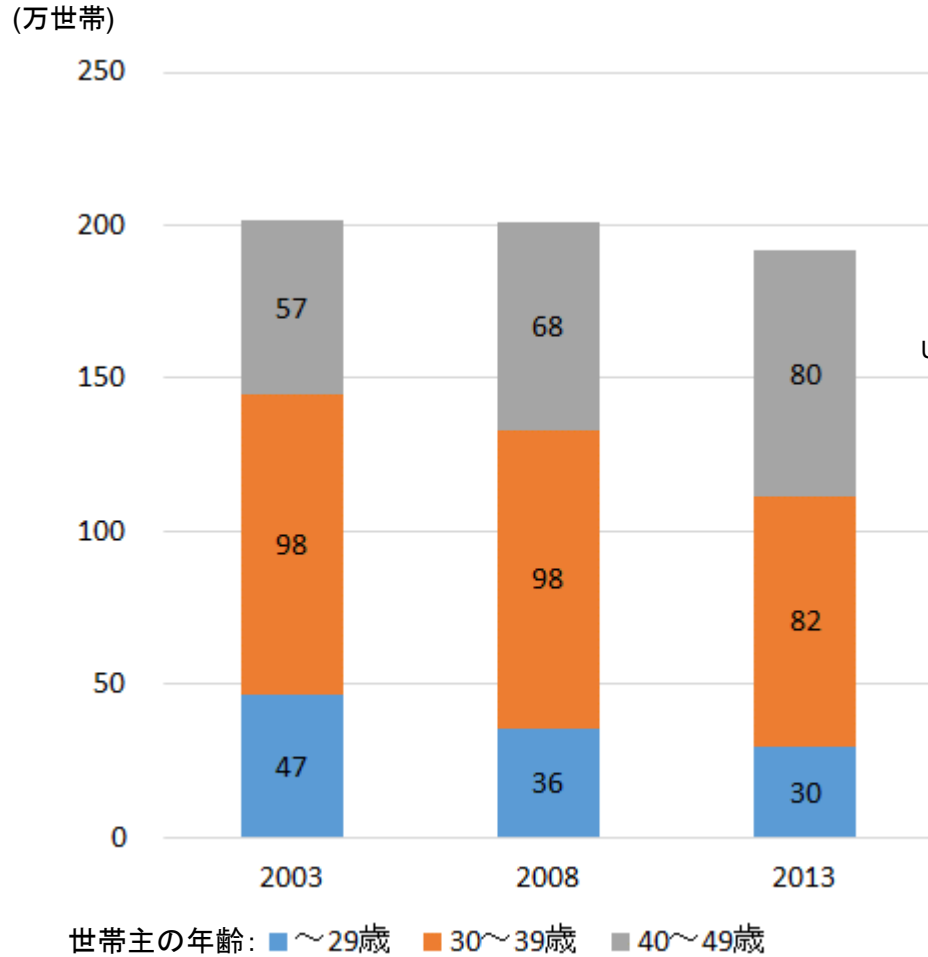
出典 厚生労働白書(平成25年版)

- (注) 1. 対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦
 2. 予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は32.7%

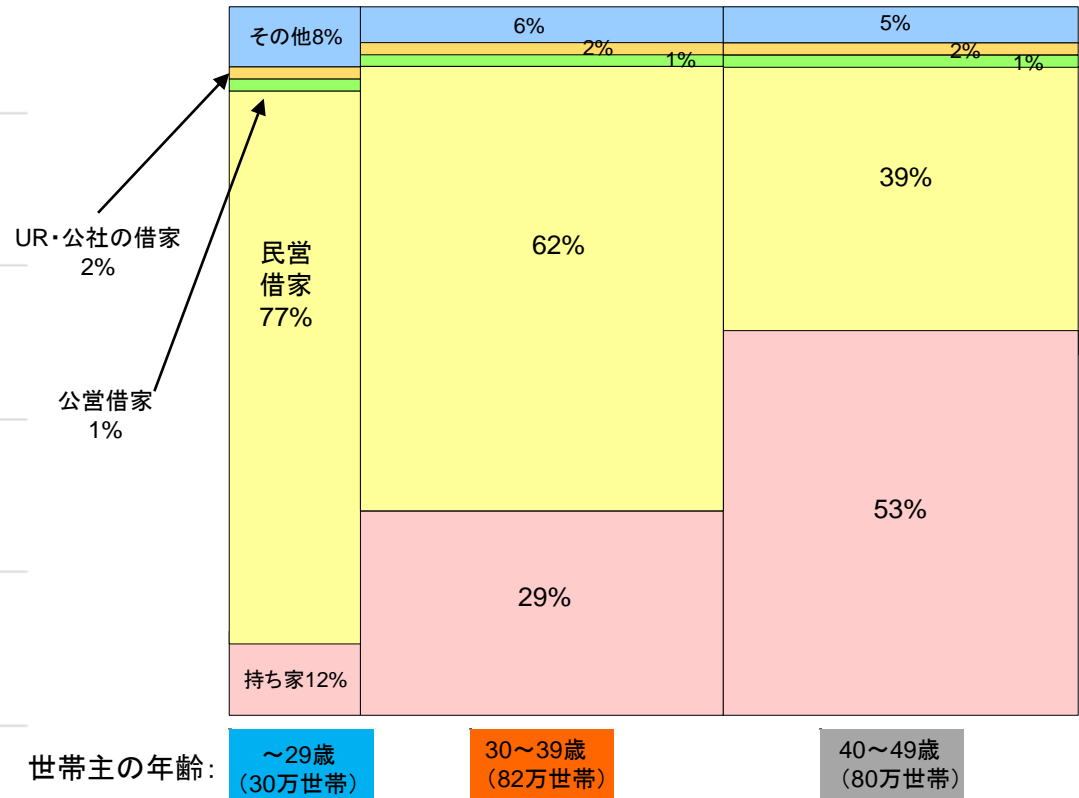
夫婦のみの世帯数の推移と年齢別住宅種別

○夫婦のみの世帯(～49歳)は192万世帯(2013年)であり、若い世帯ほど借家住まいが多い

夫婦のみの世帯数の推移



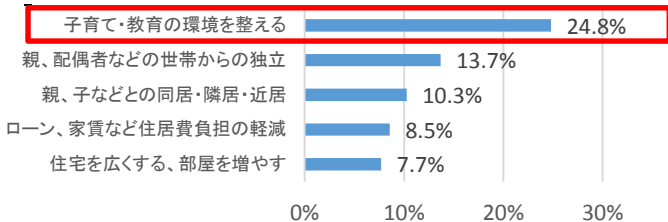
年齢別の住宅種別(2013年)



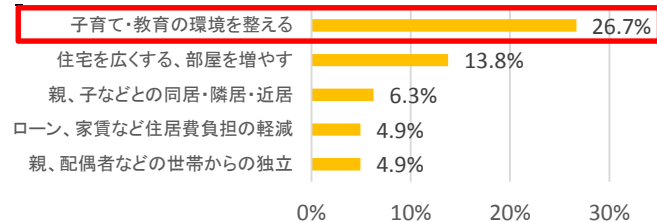
持借別・年齢別・最近の住み替え目的

○子育て・教育の環境を整えるために、持家へ住み替える世帯が若年世帯で多い傾向にある

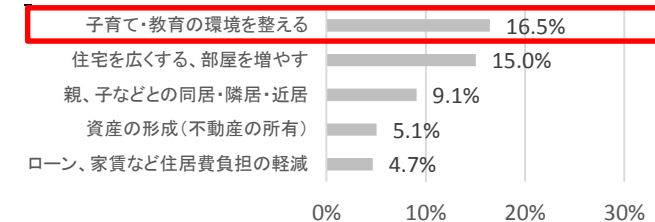
借家→持家 ～29歳 (N= 117)



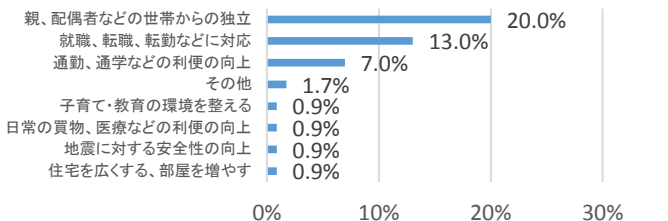
借家→持家 30～39歳 (N= 1,053)



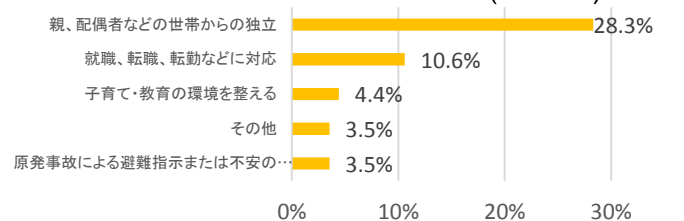
借家→持家 40～49歳 (N= 772)



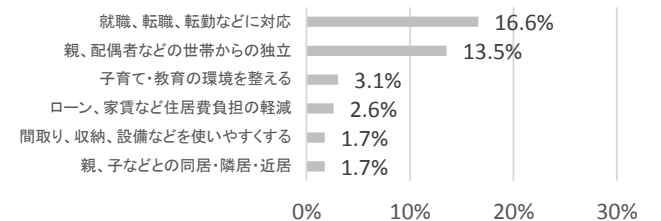
持家→借家 ～29歳 (N= 115)



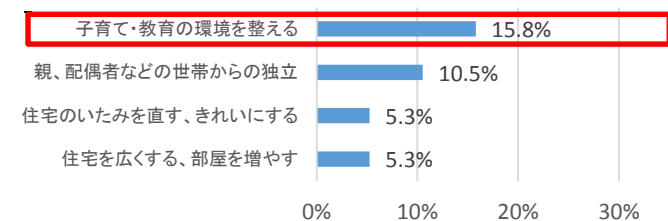
持家→借家 30～39歳 (N= 113)



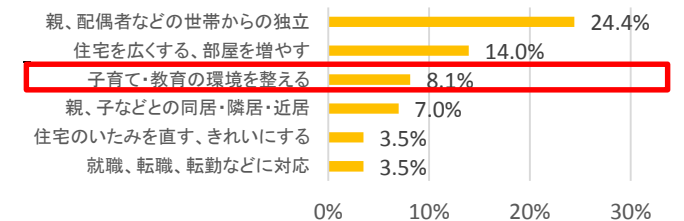
持家→借家 40～49歳 (N= 229)



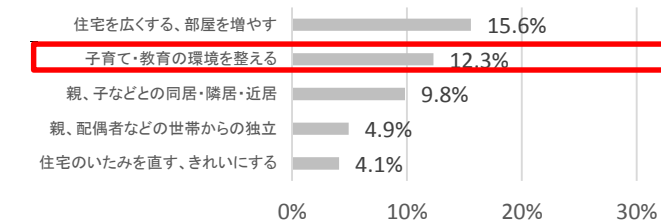
持家→持家 ～29歳 (N= 19)



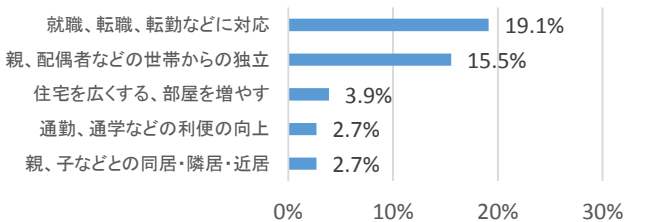
持家→持家 30～39歳 (N= 86)



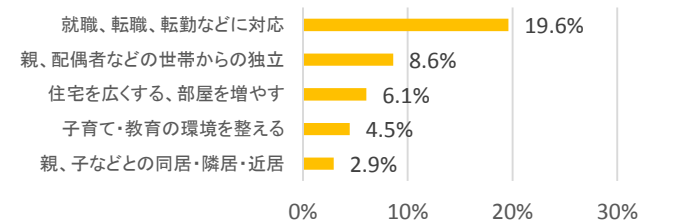
持家→持家 40～49歳 (N= 112)



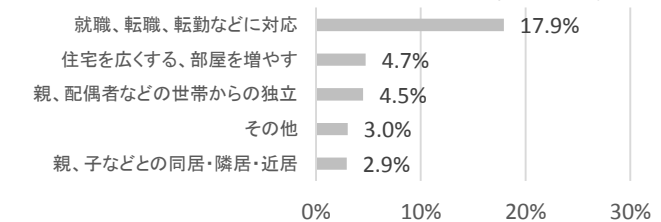
借家→借家 ～29歳 (N= 669)



借家→借家 30～39歳 (N= 1,225)

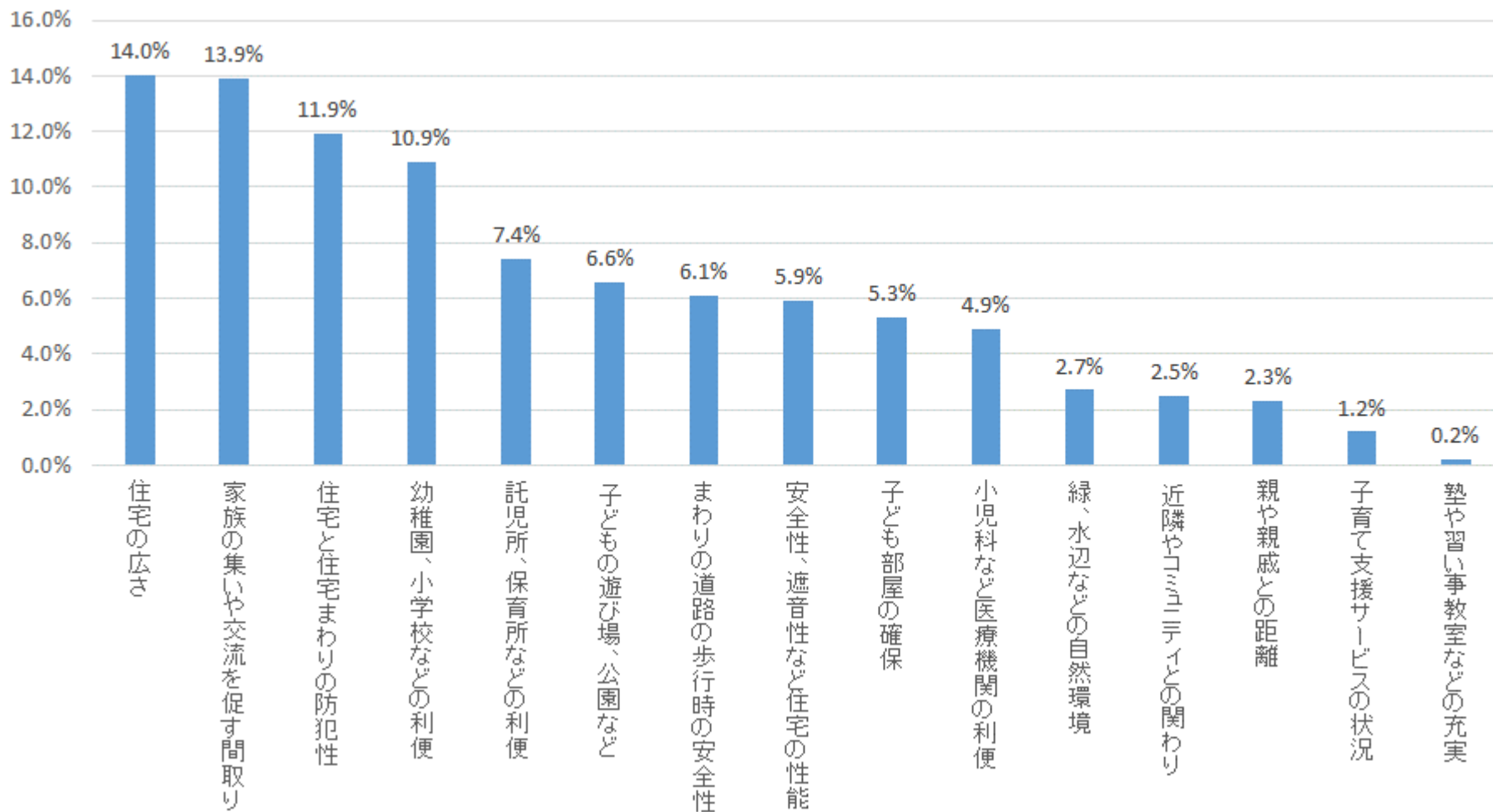


借家→借家 40～49歳 (N= 887)



住宅及び居住環境に関して子育てのために最も重要と思う項目

○子育てのために重要と思う項目は、「住宅の広さ」が14.0%と最も多く、次いで「家族の集いや交流を促す間取り」が13.9%、「住宅と住宅まわりの防犯性」が11.9%、「幼稚園、小学校などの利便」が10.9%となっている

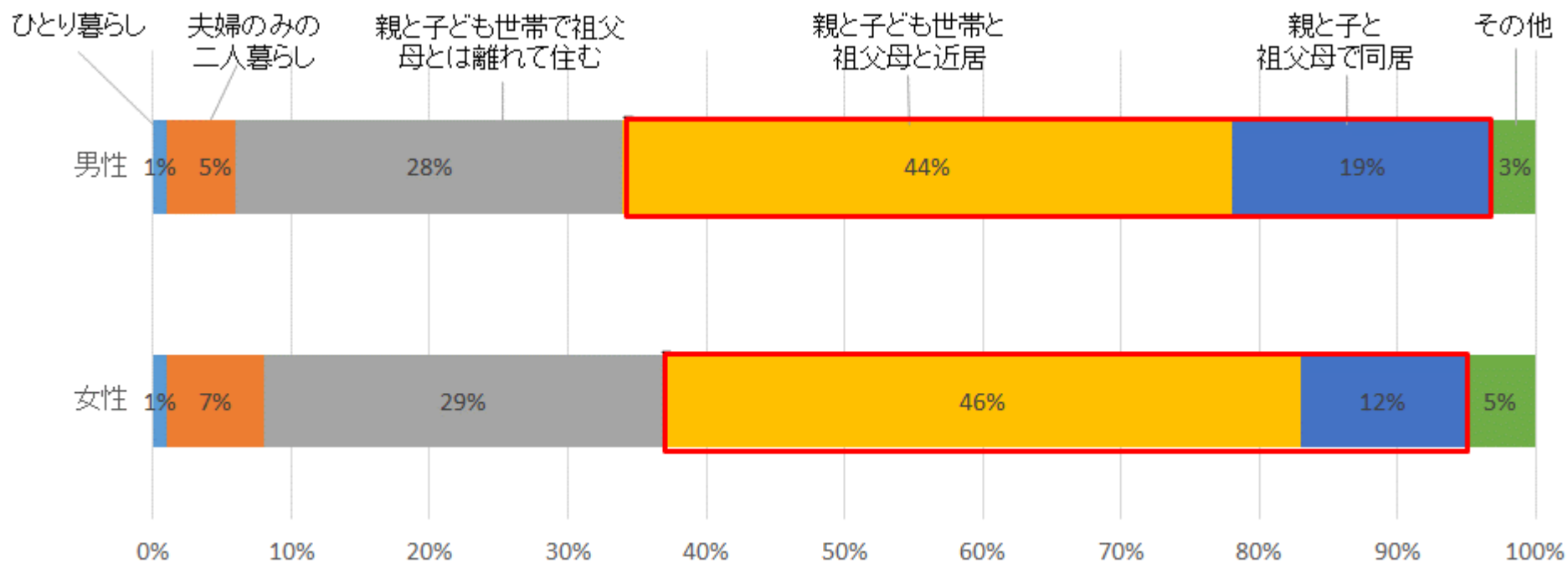


注 N = 52,298

出典: 住生活総合調査(平成25年)

30～40歳代が考える理想の家族の住まい方

○子育て世代にあたる30～40歳代の約60%が3世代同居・近居を理想の住まい方と考えている。



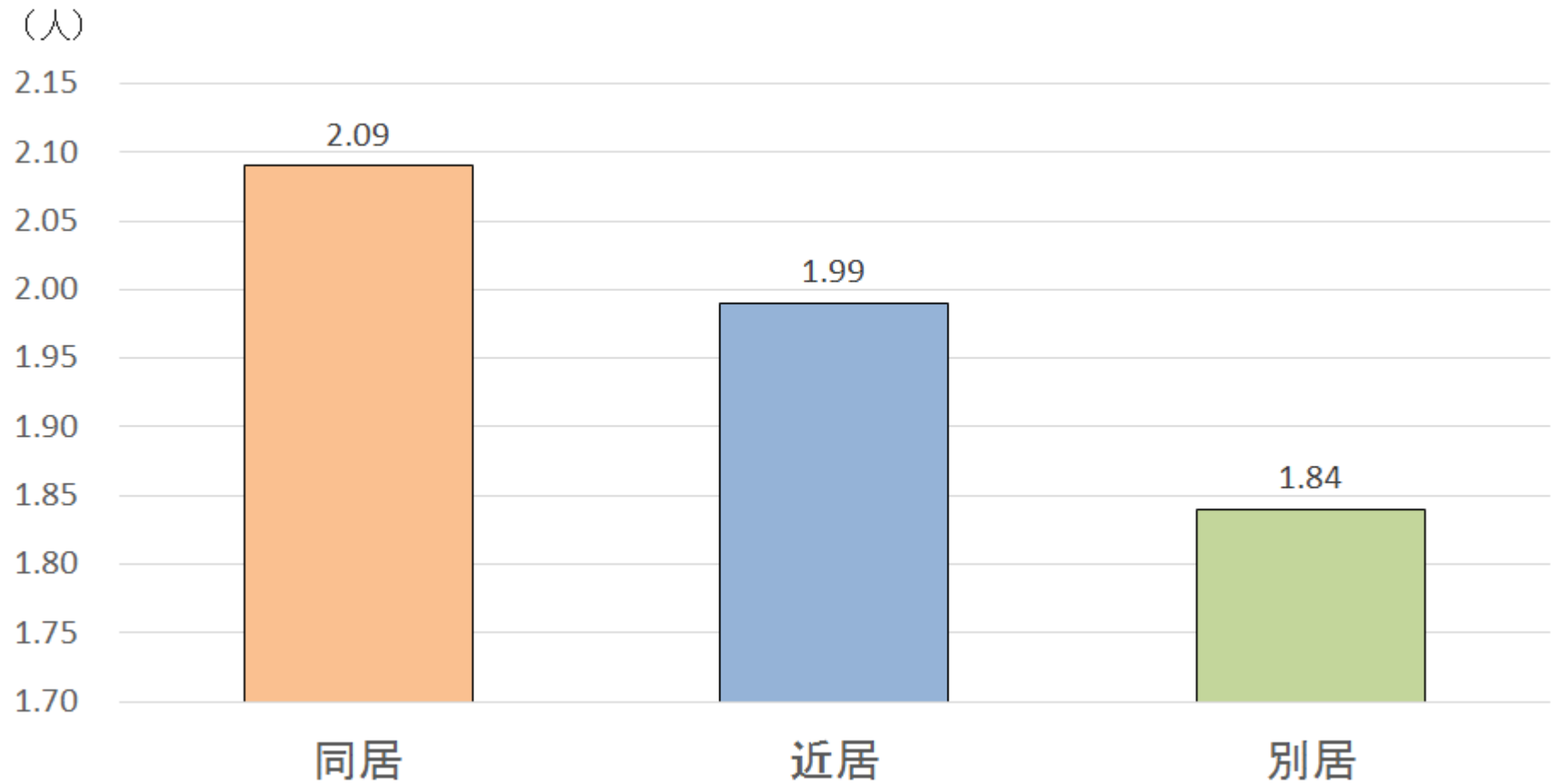
出典：家族と地域における子育てに関する意識調査報告書（平成26年3月、内閣府政府統括官（共生社会政策担当））

注：アンケートは平成25年10月4日～11月4日で全国20～79歳の男女を対象に実施。有効回答数は1,639名で、層化二段無作為抽出法によりサンプルを抽出。グラフは、アンケート回答者のうち、30代、40代の男女を抜粋して作成している。

※層化二段無作為抽出法とは、行政単位（都道府県・市町村）と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して、各地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うもの

母親との現在における同・近・別居の別にみた完結出生児数

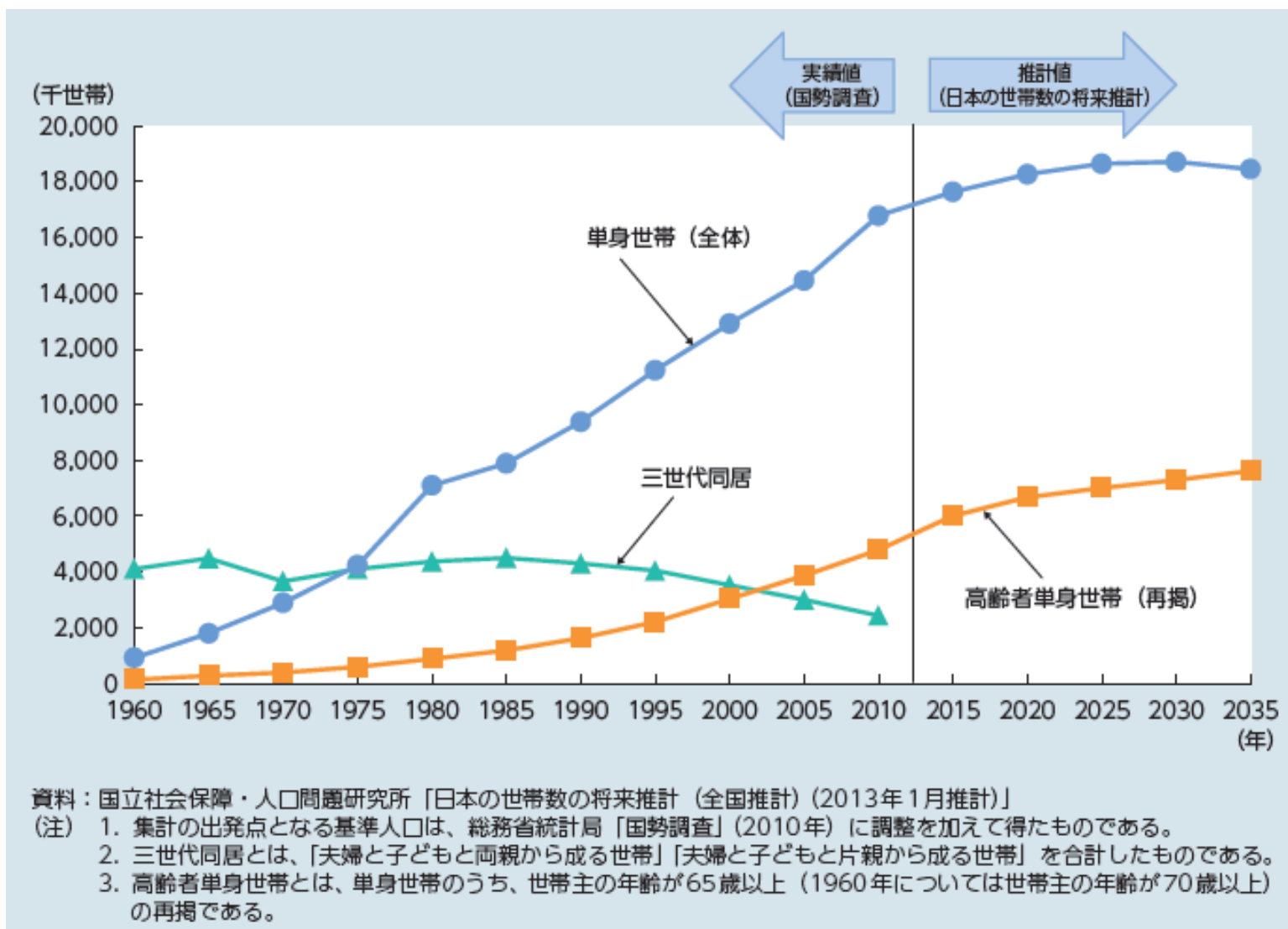
- 夫婦とそのどちらかの母親との同別居の状況別に完結出生児数をみると、
親との居住距離が近い夫婦ほど出生する子ども数が増える傾向がある。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2010年)

(注) 初婚同士の夫婦が対象。同居には、同じ敷地内で別居の場合を含む。近居は、同じ市区町村内で別居している場合。

単身世帯と三世代同居の推移



三世代同居世帯数の推移

- 三世代同居の世帯数は減少傾向にあり、2013年で約274万世帯で全世帯の約5.2%を占める
- 三世代同居のうち、持家世帯が大多数を占めており、2013年で約265万世帯



注1 三世代同居は、「夫婦、子供と両親から成る世帯」、「夫婦、子供とひとり親から成る世帯」、「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」が対象

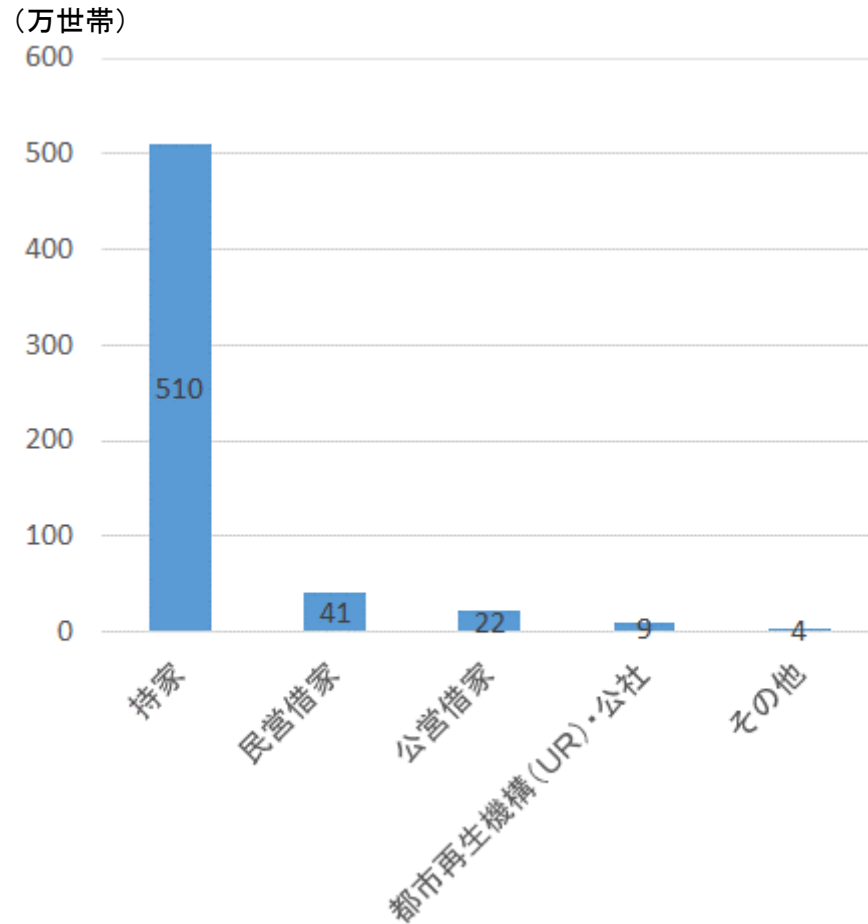
注2 「その他」の住宅は、給与住宅、住宅以外の建物に居住する世帯、住宅の所有の関係が不詳のものを含む

出典：住宅・土地統計調査

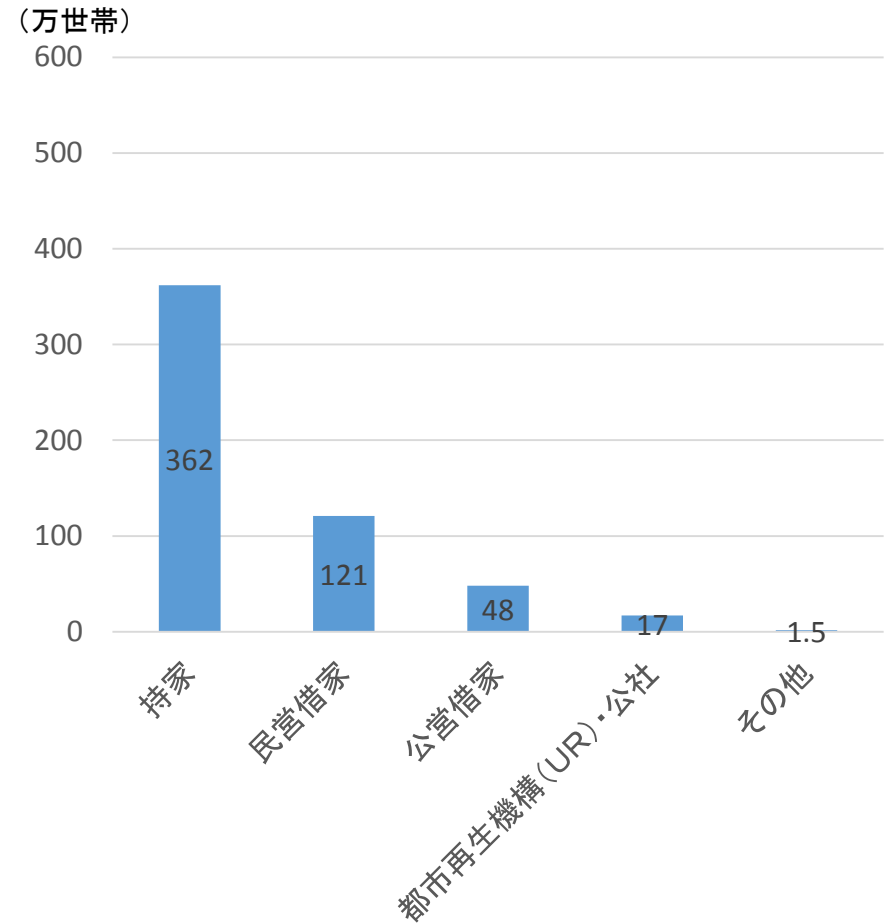
高齢者の住まいの現状

- 高齢者の住まいは、夫婦世帯の場合、約90%が持家に居住している
- 単身高齢者の場合も、持家の居住が多い(約65%)が、民営借家に居住する割合も多くなる(約20%)

65歳以上の夫婦世帯

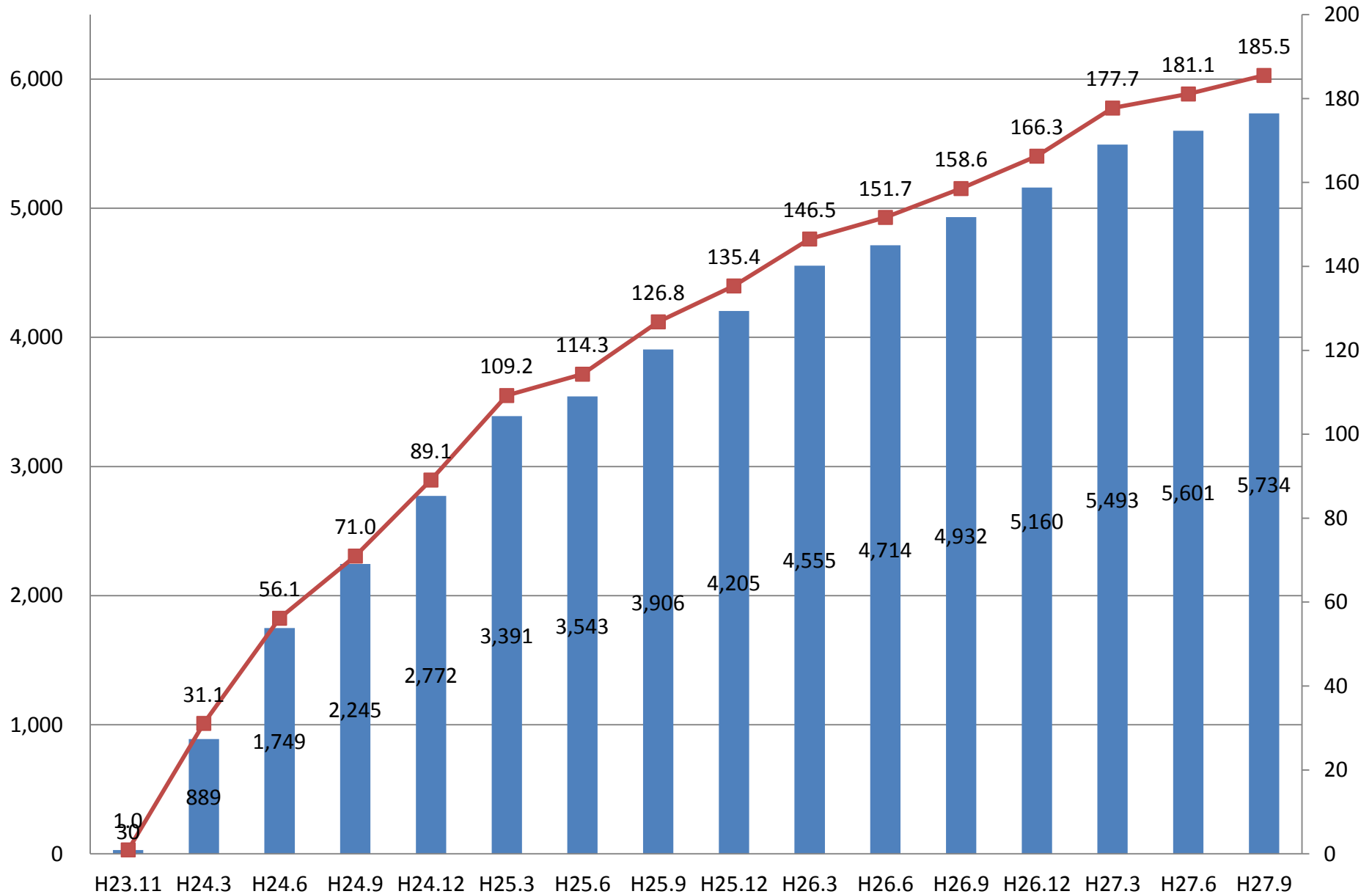


65歳以上の単身世帯

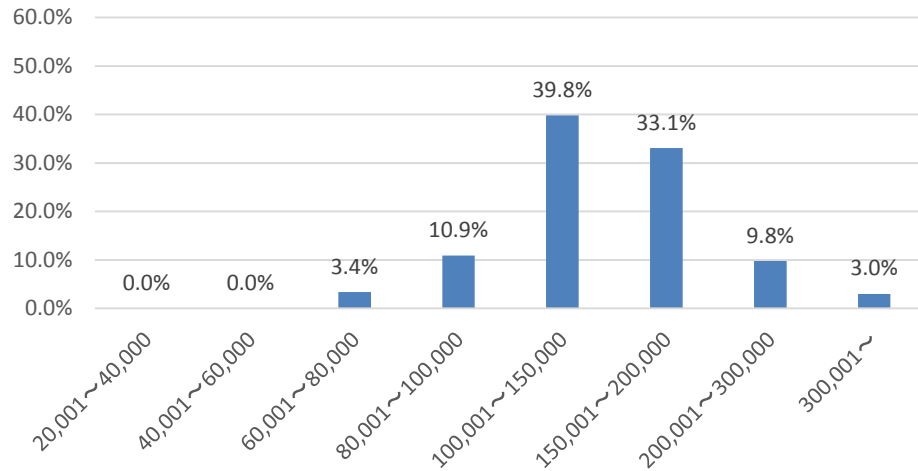


サービス付き高齢者向け住宅の登録状況(H27.9末時点)

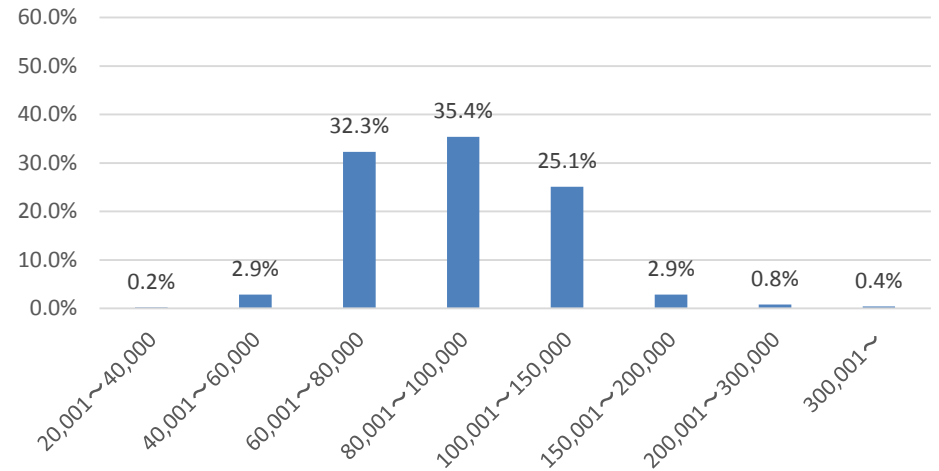
(棟) ■ 棟数 (左軸) ■ 戸数 (右軸) (1,000戸)



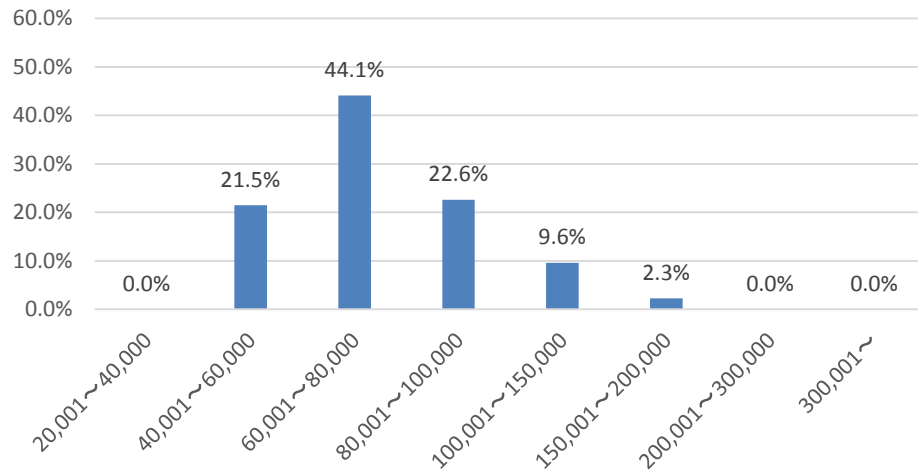
東京都



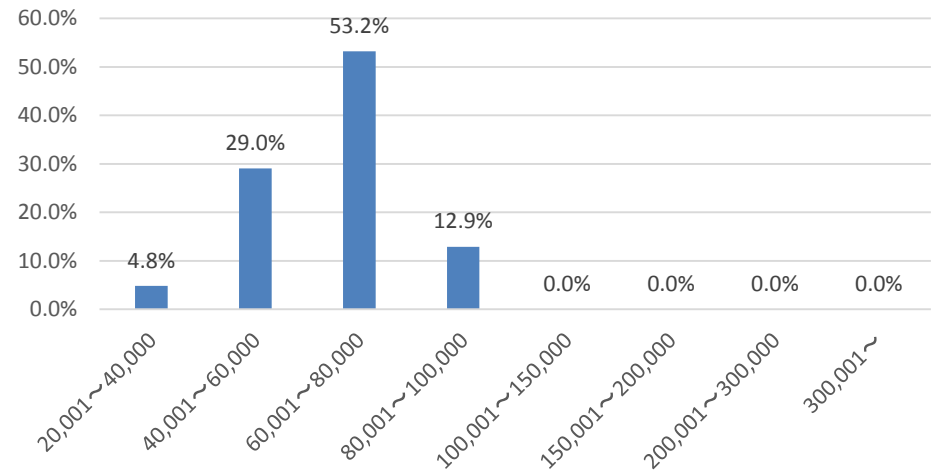
大阪府



茨城県



徳島県

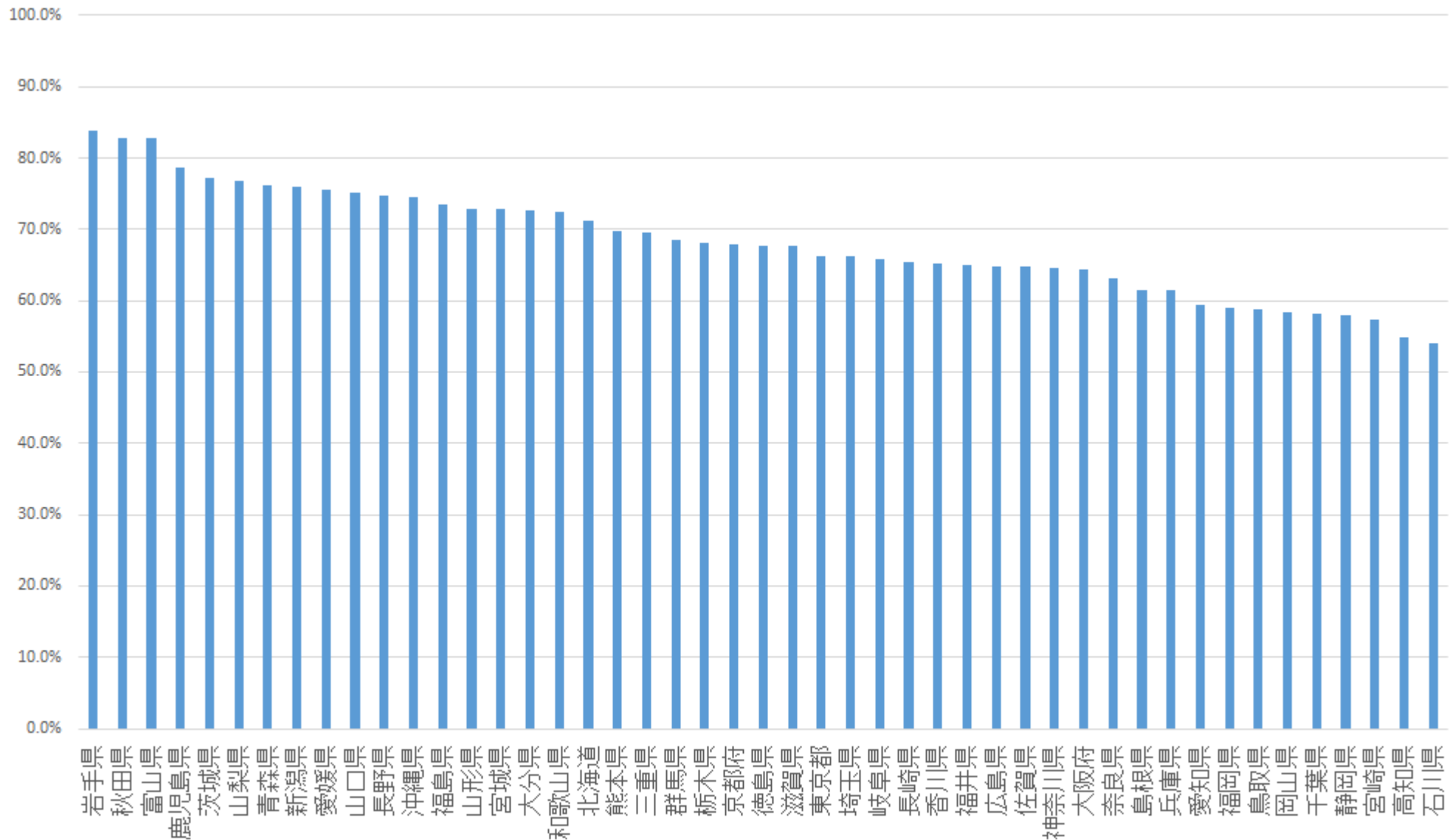


出典: サービス付き高齢者向け住宅登録情報より、国土交通省集計。

注) 居住に要する費用は、家賃・共益費、および必須サービス(状況把握・生活相談)の対価を足し合わせている。

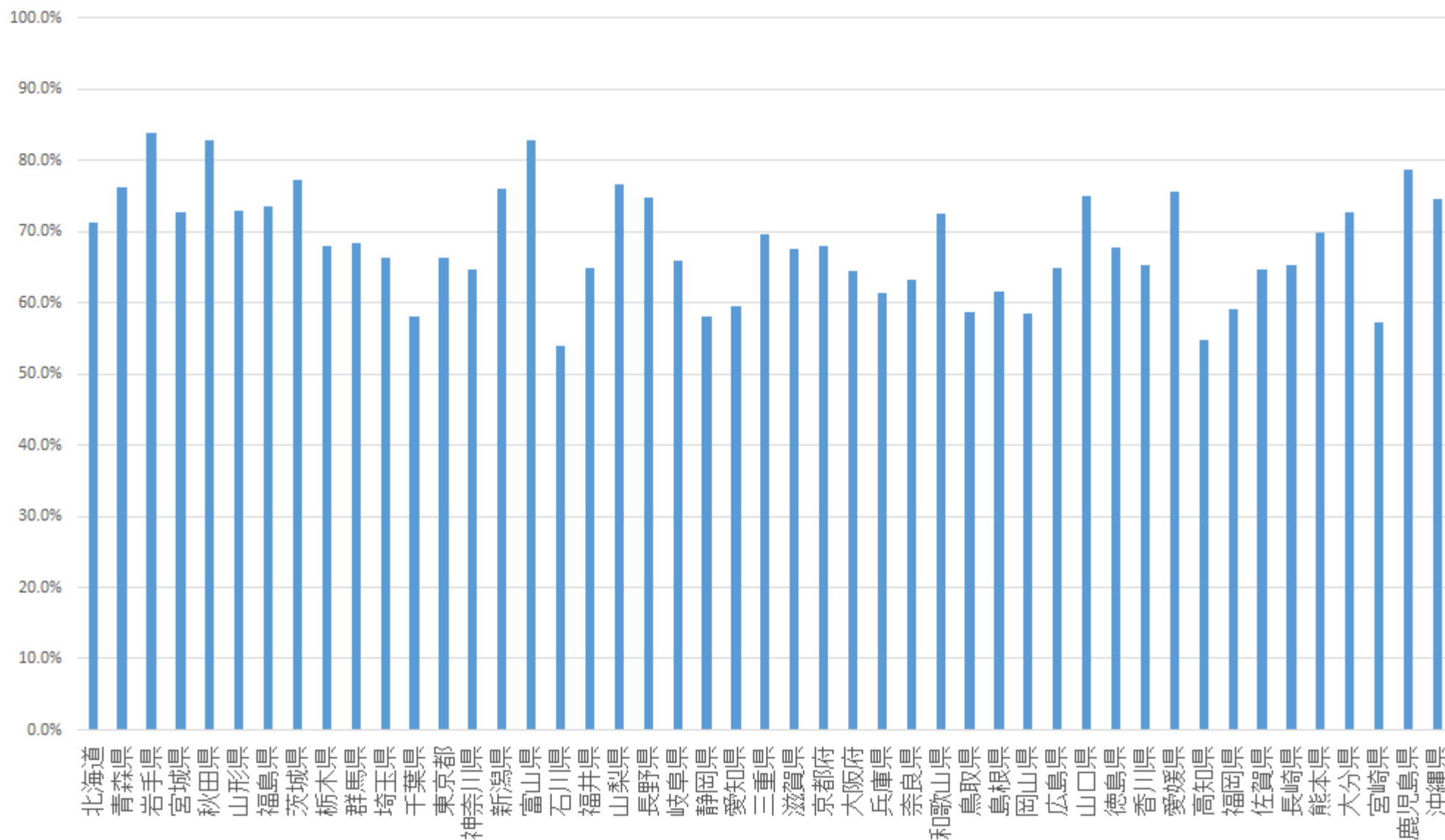
家賃と共用費について、一棟内で差がある場合、すべての住戸の家賃および共益費をそれぞれの最高額と最低額の平均値と仮定して試算。

サービス付き高齢者向け住宅の都道府県別入居率



出典：補助事業を活用したサービス付き高齢者向け住宅について、国土交通省集計。

サービス付き高齢者向け住宅の都道府県別入居率



出典：補助事業を活用したサービス付き高齢者向け住宅について、国土交通省集計。

住宅のバリアフリー化の状況

○高齢者が居住する住宅において高度なバリアフリー化（住生活基本計画（平成23年）で定めた、2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当するもの）がなされた住宅の割合は平成25年で10.7%（目標値：平成32年で25%）。

3点セット等の実施率（ストックに対する割合）

赤字：平成25年
【 】：平成20年

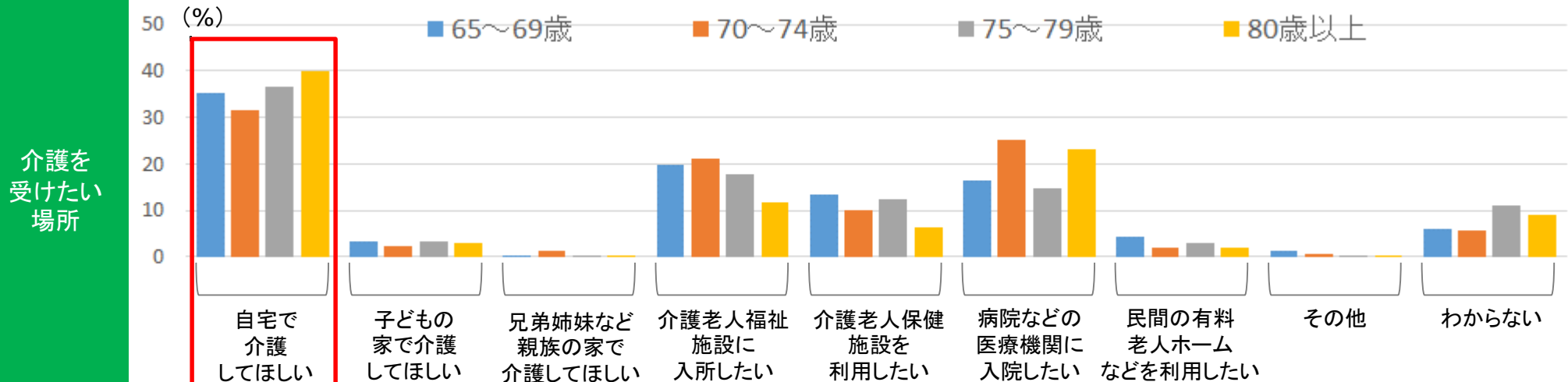
		全体	持家	借家	高齢居住	
住戸内 (専用部分)	A手すり(2ヶ所以上)	23.6% 【19.9%】	32.8% 【27.9%】	9.3% 【8.0%】	33.5% 【29.3%】	
	B段差のない屋内	21.4%【20.0%】	27.0%【25.1%】	13.3%【12.9%】	20.7% 【19.1%】	
	C廊下幅が車椅子 通行可	16.2% 【16.1%】	21.4%【21.4%】	8.5% 【8.4%】	20.4% 【20.3%】	
	ABCいずれかに対応	37.0% 【33.8%】	48.6% 【44.3%】	19.8% 【18.6%】	45.1% 【42.0%】	
	A又はBに対応 (一定対応)	34.0% 【33.0%】	44.9% 【39.6%】	17.6% 【16.2%】	41.2% 【36.9%】	
	ABC全て対応 (3点セット)	8.7% 【7.8%】	11.7% 【10.6%】	4.2% 【3.9%】	10.7% 【9.5%】	
共用部分	D道路から玄関 まで車椅子通行可	全体	12.4% 【12.4%】	15.0%【15.5%】	8.7% 【8.2%】	14.8% 【15.6%】
		共同住宅	17.2%【15.7%】	41.7%【41.2%】	9.5% 【8.9%】	25.8%* 【24.1%】

注)「3点セット」は、「廊下幅」データが実態と乖離があることを勘案した補正値を用いて推計。「高齢居住」欄は、65歳以上の者が居住する住宅における比率。

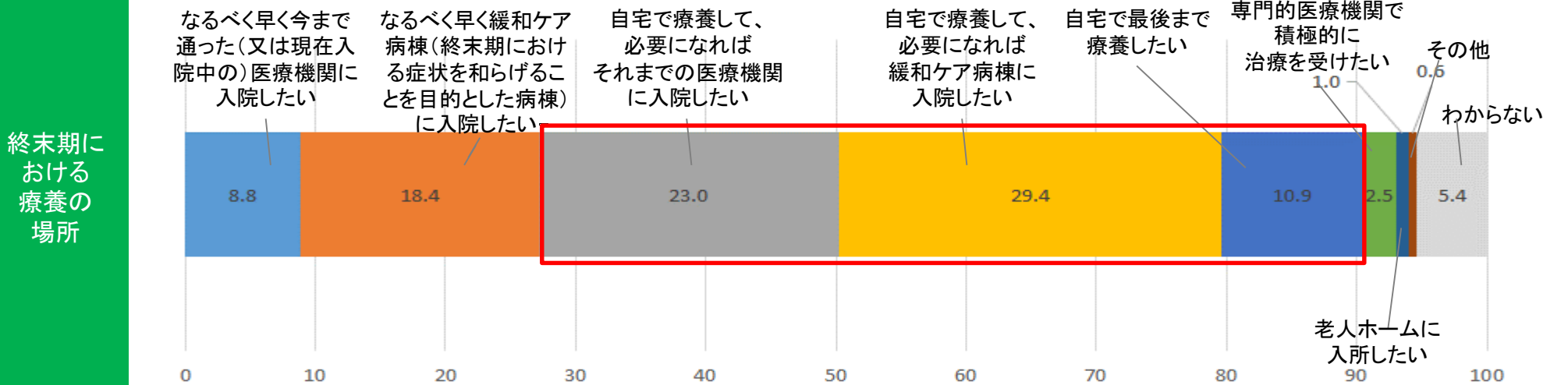
出典：総務省「平成25年住宅・土地統計調査(速報)」(一部特別集計)

高齢者が介護を受けたい場所と終末期に過ごしたい場所

○介護を受ける場所、終末期を過ごす場所ともに自宅のニーズが高い



出典:「高齢者の健康に関する意識調査」(平成24年)



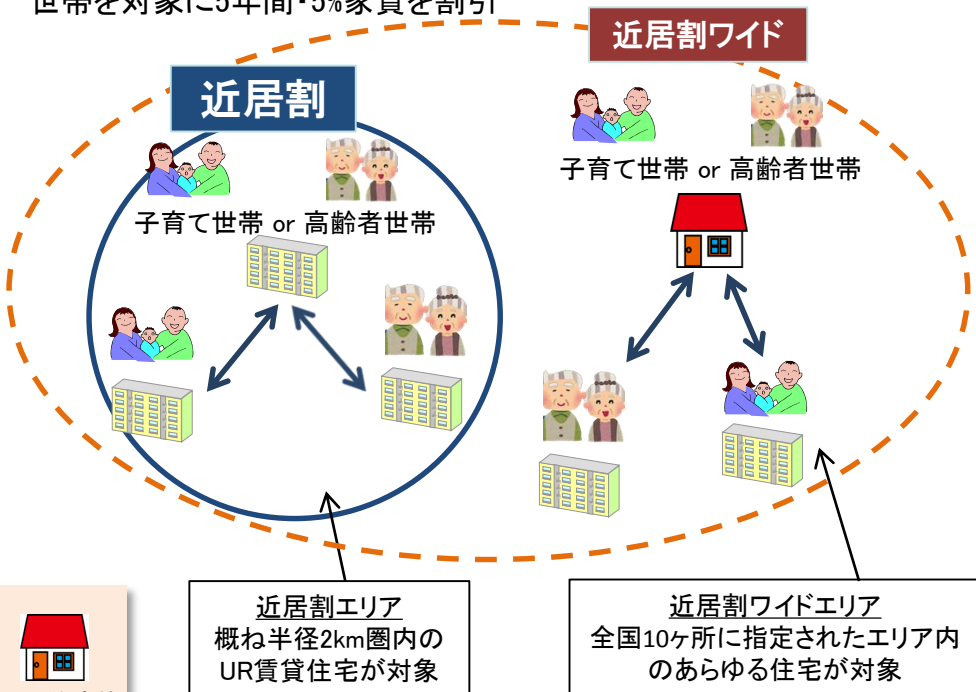
出典:「終末期医療に関する調査」(平成20年)

URにおけるミクストコミュニティ形成の促進と子育て支援等制度の拡充

- 高齢者・子育て等世帯が、親族と交流・援助しながら生活する近居を促進するため、「近居割」を創設(平成25年度)し、UR賃貸住宅ストックの約8割(約60万戸)で導入することにより、住宅セーフティネット機能の強化とミクストコミュニティの形成を促進。さらに一部エリアを対象に近居割ワイドを平成27年9月より導入。
- 定期借家制度を活用した「そのママ割」や「U29割」、地域優良賃貸住宅制度活用した「子育て割」等、若年・子育て世帯の入居を支援する家賃減額により、ミクストコミュニティの形成を促進。

近居割・近居割ワイド

◆新たにUR賃貸住宅に入居する世帯を対象に5年間・5%家賃を割引

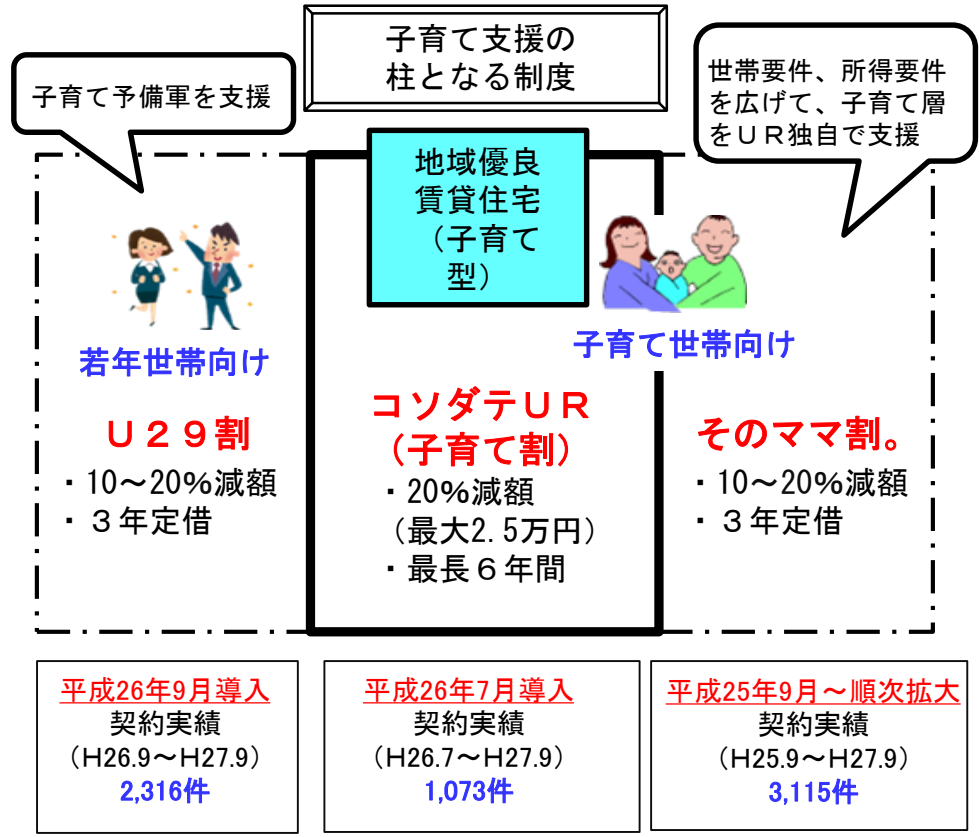


近居割エリア
概ね半径2km圏内のUR賃貸住宅が対象

近居割ワイドエリア
全国10ヶ所に指定されたエリア内のあらゆる住宅が対象

平成25年9月導入～順次拡大
※UR賃貸住宅ストックの約8割(約60万戸)で導入
契約実績(近居割)(H25.9～H27.9) **4,489件**

子育て世帯等支援制度



子育て予備軍を支援

子育て支援の柱となる制度

世帯要件、所得要件を広げて、子育て層をUR独自で支援

若年世帯向け
U29割
・10～20%減額
・3年定借

子育て支援の柱となる制度
地域優良賃貸住宅(子育て型)
コソダテUR(子育て割)
・20%減額(最大2.5万円)
・最長6年間

子育て世帯向け
そのママ割。
・10～20%減額
・3年定借

平成26年9月導入
契約実績(H26.9～H27.9)
2,316件

平成26年7月導入
契約実績(H26.7～H27.9)
1,073件

平成25年9月～順次拡大
契約実績(H25.9～H27.9)
3,115件

※地域優良賃貸住宅制度の活用や定期借家制度の導入等、団地の存する地域のニーズに合わせた支援を展開

公営住宅における優先入居の概要

1. 趣旨

特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取扱う。

2. 概要

社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯及びその方法について、事業主体向けに技術的助言を講じている。

(「公営住宅管理の適正な執行について」H17.12.26国住総138号住宅局長通知)

(1) 優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

- ① 高齢者世帯
- ② 障害者世帯
- ③ 著しく所得の低い世帯
- ④ 母子世帯、父子世帯
- ⑤ 小さな子どもがいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯
- ⑥ DV被害者世帯
- ⑦ 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑧ 中国残留邦人等世帯

(2) 優先入居の方法

- ① 倍率優遇方式
抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ② 戸数枠設定方式
募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ③ ポイント方式
住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

東京都:親子ふれあい同居

○65歳以上の親と子世帯が同居し、家族の支援とふれあいにより高齢者世帯の居住の安定を図ること等のため都営住宅に申込み世帯に対して、以下のとおり、親子世帯同居に関する優先入居の取扱いを実施。

1. 対象となる申込み資格

◇65歳以上の親と子世帯が同居し、家族の支援とふれあいにより高齢者世帯の居住の安定を図ること等のため都営住宅に申込み世帯

2. 優先入居の内容

◇一般の申込者よりも当選倍率を優遇(5倍程度)

北九州市:親子近居

○親世帯と子世帯が、近隣に居住する機会を提供することにより、高齢者の見守りと子育て世帯の負担軽減に資することを目的とし、以下のとおり、親子世帯近居に関する優先入居の取扱いを実施。

1. 対象となる申込み資格

①子世帯が申し込む場合

◇申込みをしようとする市営住宅と同一の小学校区(通学区域)に、現に住所を有している親世帯がいること。

②親世帯が申し込む場合

◇申込みをしようとする市営住宅と同一の小学校区(通学区域)に、現に住所を有している子世帯がいること。

2. 優先入居の内容

◇募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う募集戸数枠を設定

制度概要

子育て世帯に対する支援を強化するため、地域優良賃貸住宅制度に「子育て支援タイプ」を創設し、戸建て空き家等を子育て仕様に改修して地域優良賃貸住宅として供給する取組みへの支援を拡充。

①補助対象

事業主体が戸建空き家等を子育て仕様に改修し、地域優良賃貸住宅として供給する場合、補助対象を共用部分やバリアフリー化の改修工事費から、改良費全体（民間事業者等の場合は改良費の2/3）に拡充。

（※事業主体が空き家等を借り上げて改修する場合も対象）

②事業主体

民間事業者等、地方住宅供給公社等、地方公共団体、都市再生機構

③補助率

概ね45%（社会資本整備総合交付金等により支援）

<戸建て住宅を子育て仕様とする場合の改修例>



住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の創設

○住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援する。

補助の要件

<入居対象者>

- ・収入分位25%以下*の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮している（狭小な住宅に居住等）世帯

*居住支援協議会等が認める場合には、地方公共団体が条例で定める高齢者、障害者、子育て世帯向けの公営住宅の入居収入基準以下にできる

<住宅要件>

- ・住戸の床面積は原則として25㎡以上
- ・住宅設備を有すること（台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室）
- ・現行の耐震基準に適合していること
- ・一定のバリアフリー化がなされていること

<家賃>

- ・公営住宅の家賃に準じたもの

対象工事

- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事
- ・共同居住のための改修工事
- ・入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事
（例：設備の改善・更新、断熱改修、防音性・遮音性の強化 等）

補助率・補助限度額

- 補助率：1/3
- 事業主体：民間事業者等
- 補助限度額：50万円/戸
（共同居住用住居に用途変更する場合、100万円/戸）

居住支援協議会等との連携

<各地域における整備量の設定>

- ・住宅確保要配慮者のニーズを把握し、住宅整備量の上限を把握。

<住宅情報の登録>

- ・事業の実施意向のある住宅オーナー等に周知を実施。
- ・住宅情報の登録を実施。

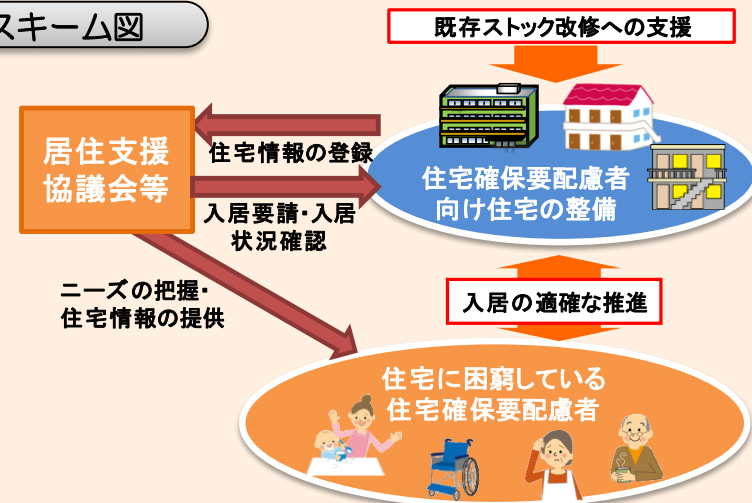
<住宅情報の提供>

- ・入居対象者に対する登録住宅の情報提供を実施。

<入居状況の確認>

- ・毎年度、居住支援協議会等において、入居状況を確認。

スキーム図

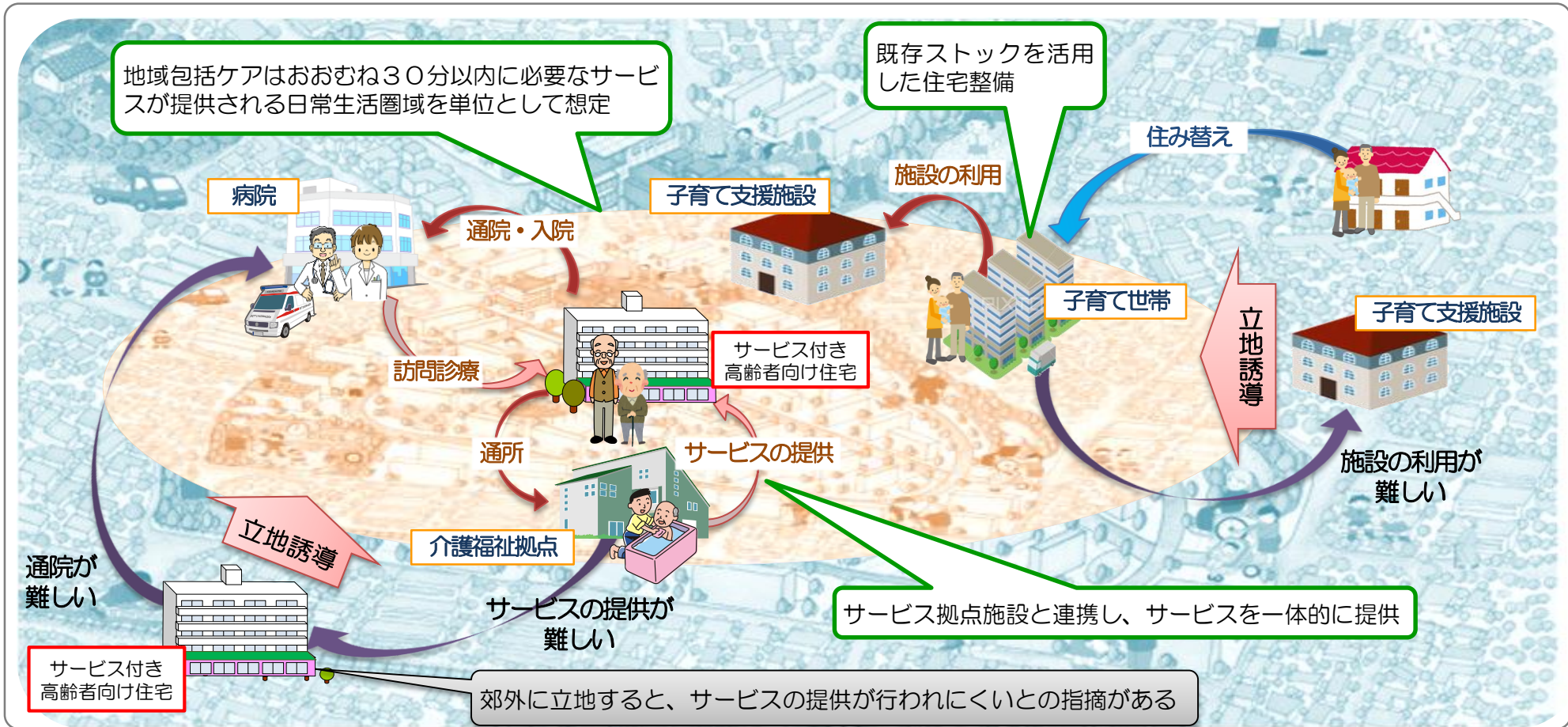


スマートウェルネス住宅・シティの展開

街なかにおいて、子育て家庭や高齢者等がいきいきと生活し活動できる住環境を実現するため、

- ・ サービス付き高齢者向け住宅等の整備、
- ・ 空き家を活用した子育て世帯向け住宅やコミュニティ施設等の確保、
- ・ 介護・医療・子育て等のサービス拠点施設の設置

など、厚生労働省と連携し、**地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進**する。



少子化・若年対策、高齢者対策について

これまでに委員からいただいた主な意見

少子化・若年対策

- 戸建ての持ち家に住みたいという子育て世帯のニーズに応えられる市場整備が必要
- 若者が子どもを産み育てられるような質の高い民間賃貸住宅が必要
- 子育て世帯は、住環境に関して、安全面、文教的な環境、交通の利便性といったものに関心が強い
- 既存施設を活用して、子育て世代・高齢者問わず気軽に行ける街の居場所を作ることが必要

高齢者対策

- 中古市場が動かない原因として、高齢者が古い戸建て住宅を手放さないことがあるのではないか
- 高齢者が首都圏で急増し、キャパシティが足りなくなる部分については、既存のストックを利用していくことが必要
- 高齢者の独り住まいに対し、サ高住に見守りサービスを面的に提供するようなイメージのまちづくりが必要。
CCRCの検討も包含した議論がなされるべき
- 高齢化、老朽化が進む団地の再生において、生活関連サービスをどう確保していくかを考えることが必要

論点

- 結婚・出産を希望する若年世帯、子育て世帯が望む住宅を選択・確保できるようにするためにどのような取組が必要か
- 若年夫婦世帯や子育て世帯が出産・子育てしやすい住環境を実現するためにはどのような取組が必要か
- 高齢者が自宅で自立した生活を送るためには、どのような住宅性能が必要か
- 高齢者が快適に生活できる住環境を実現するためにはどのような取組が必要か

考えられる方向性

- 高齢者の住み替えを促進し、面積の広い中古住宅を子育て世帯が選択・確保できるような市場整備が必要
- 若年世帯や子育て世帯の住宅の選択・確保について、三世帯同居・近居促進を含めて、情報収集から居住後の住居費負担まで総合的な施策を実施することが必要
- 自宅で生活可能な新しい高齢者住宅仕様・基準の検討が必要
- サービス付き高齢者向け住宅の需要に対応した供給促進と継続的な制度改善が必要
- 少子高齢化を踏まえ、街なかにおいて子育て家庭や高齢者等がいきいきと生活し活動できる住環境を実現するため、地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進していくことが必要
- 子育て支援および介護・医療支援のための住生活関連の新たなビジネス市場の創出することが必要
(既存住宅ストックを活用した小規模保育や見守り、訪問介護・医療、ICT対応型住宅、ロボット技術活用等)